

福岡医発第1232号(保)

平成16年10月15日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



大野城市乳幼児医療費助成制度の拡大について

大野城市では、子育て支援の一環として保護者の経済的な負担を軽減するため、平成17年1月診療分から、外来時の医療費を1歳拡大して4歳未満までとする旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法は、現物支給方式とし、従来の福岡県の制度と同じ取扱いです。

記

※大野城市乳幼児医療費助成制度対象年齢枠拡大の概要

1. 実施時期 平成17年1月診療分から
2. 拡大対象 外来時の医療費
現在の対象範囲を1歳拡大し、4歳未満までとする。
3. 助成範囲
健康保険が適用されたあとの自己負担分相当額。
ただし、初診料・往診料を除く
4. 実施方法
福岡県乳幼児医療費助成と同じ、現物支給方式。
5. 医療費の請求
公費負担番号及び請求方法は、福岡県乳幼児医療費助成と同じ。

※問い合わせ先

大野城市保険年金課 医療担当

TEL 092-501-2211 (内線 473・372)

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



大保医第 427 号
平成 16 年 10 月 4 日

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘 様

大野城市長 後 藤 幹 生
(保険年金課 医療担当)

大野城市乳幼児医療助成制度の拡大について

時下、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます

平素から大野城市の福祉医療事業及び医療保険行政に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大野城市では、子育て支援の一環として保護者の経済的な負担を軽減するため、外来時の医療費を 1 歳拡大して、4 歳未満までとすることといたしました。

この措置は、平成 17 年 1 月診療分から実施いたします。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い致します。

なお、この制度の実施方法は、現物支給方式とし従来の県の制度と同様の取り扱いといたします。

この制度を周知していただくため、後日文書の送付をさせていただきますが、会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

別紙

大野城市乳幼児医療費助成制度（拡大分）

1. 実施時期 平成17年 1月診療分から
2. 拡大対象 外来時の医療費
現在の対象範囲を1歳拡大し、4歳未満までとします。
3. 助成範囲 健康保険が適用されたあとの自己負担分相当額。
ただし、初診料・往診料を除きます。
4. 実施方法 福岡県乳幼児医療費助成と同じ、現物支給方式。
5. 医療費の請求 公費負担番号及び請求方法は、福岡県乳幼児医療費助成と同じ。

問い合わせ先

大野城市保険年金課 医療担当

TEL 501-2211 （内線 473・372）